

平成28年度事業計画について

1 基本理念

「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ

※第4次・第5次久留米市地域福祉活動計画の基本理念

2 基本目標

- (1) 心 ～ 地域意識をつくる (地域福祉に関する意識啓発と情報の共有)
- (2) 実 ～ サービスをつくる (福祉サービスと相談体制の充実)
- (3) 人 ～ 地域で活躍する人材をつくる (地域活動への参加と人材育成)
- (4) 場 ～ 活動の場をつくる (交流の場の確保とバリアフリー化の推進)
- (5) 和 ～ 支え合いの仕組みをつくる (地域での支え合いと連携の仕組みづくり)

※第4次・第5次久留米市地域福祉活動計画の基本目標

3 基本方針

少子高齢化の進行などにより、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、昨年、介護保険制度改正や生活困窮者自立支援法の施行などが行われました。

特に介護保険制度改正にともない、久留米市では地域包括ケアシステムの構築として住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、「医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援」が包括的に確保される仕組みづくりに向けて取り組みを進めるとされています。

また、社会福祉法人制度の改革が予定されており、法人の経営組織のガバナンス強化や財務規律の強化などを中・長期的な視点に立ち、進めることとされています。

本会は、これらの動向をしっかりと把握し的確に対応するための総合的・横断的な体制づくりを進めるとともに、地域福祉のさらなる推進に取り組むことが期待されています。

そこで、これらを踏まえ、本会は地域で安心して暮らせるための切れ目ない支援や支え合いの仕組みづくりを進め、『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』の実現を図るため、次の方針に基づき取り組みを進めます。

- (1) 地域における福祉活動やネットワークづくりを推進します。
- (2) 生活支援機能と福祉相談窓口機能の充実を図ります。
- (3) 将来の福祉を担う世代に対する福祉教育やボランティア活動の活性化を進めます。

基本方針に基づき、本年度の重点取り組みとして次の7項目の取り組みを進めます。

4 本年度の重点取り組みの内容

(1) 地域福祉活動、ネットワーク活動の推進

- ① 市内生活圏域を基本に配置している地域活動コーディネーターにより、校区・地域社会福祉協議会が推進する、小地域ネットワーク活動を始めとした地域福祉活動などの発展と充実に向け支援します。
- ② 生活支援体制整備事業の受託により、新たに配置する生活支援コーディネーターを中心に、地域包括ケアシステムの実現に向け、校区コミュニティ組織や校区・地域社会福祉協議会などと連携し、校区の生活支援体制整備を推進します。
- ③ 高齢者をはじめとした誰もが集える場、閉じこもり等の予防を期待できる場として、ふれあい・いきいきサロンや共生型サロンなどの普及と充実を図ります。
- ④ 校区・地域社会福祉協議会など地域福祉の推進組織と協働し、さまざまな学習の機会等を通じて見守り訪問活動やサロン活動などの地域福祉活動を担う人材の確保と後継者育成に取り組みます。
- ⑤ サロン活動や見守りのネットワーク活動においてコーディネーターとの連携を強化し、新たな地域課題や個別課題の発見に努め、関係機関や専門職による支援に取り組みます。
- ⑥ 第5次久留米市地域福祉活動計画の4か年目を迎え、検証・評価に取り組むとともに、各校区・地域社会福祉協議会の「校区・地域福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。

(2) 生活支援・相談機能の充実

- ① 地域における最も身近な相談窓口であるふれあい福祉相談員活動の実績を踏まえ、平成27年度は相談内容に応じて迅速かつ適切な問題解決につながるよう「相談対応事例集」を作成しました。

この事例集を活用し、関係機関との幅広い相談ネットワークを展開し、一人ひとりが安心して暮らせる総合相談体制の充実に取り組みます。

- ② 平成27年11月より日常生活自立支援事業の管轄する区域が久留米市内のみとなったことから、さらなる個々の生活状況に応じたきめこまやかな個別支援を強化し、自立に向けた総合的支援に努めます。

また、生活福祉資金貸付事業の相談者に対しても、市役所内の生活自立支援センターとのさらなる連携強化に努めます。

(3) 成年後見事業の推進

- ① 平成26年度より市から受託している成年後見センターにおいて、相談支援体制の充実と適正な運営に努めるとともに、関係機関との連携により、さらなる後見制度の普及啓発を推進します。
- ② 家庭裁判所との連携を強化し、法人後見事業の適正な事業運営を図ってまいります。

(4) ボランティア活動の活性化

- ① 関係機関や団体との連携によるボランティア情報の提供や研修事業の充実を図るとともに、新たな指導者の育成を図るなどボランティアセンター機能の強化を図ります。
- ② 生活支援体制整備事業に関連し、支援を必要とする人々を対象に、新たな生活支援ボランティアサービスの構築に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ③ ボランティア連絡協議会との連携により、登録団体のさらなるボランティア活動の充実や活動の活性化などを促進します。
- ④ 災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を図るため、マニュアルに基づいた定期的な訓練を実施し、必要に応じマニュアルの見直しに取り組みます。

(5) 福祉教育の推進

福岡県社会福祉協議会において策定される「学校・地域・社協ですすめる 福祉教育プログラム集」を活用し、学校等へ福祉教育プログラムの普及に努めます。

併せて、学校と地域、障害当事者等との相互理解を進める交流の場づくりを促し、優しさや慈しみといった福祉の心情を育み、ボランティア活動や地域活動への参画につながる人材育成に努めます。

(6) 広報啓発機能の強化

① あらゆる年代を想定して、広報紙など基本的な広報手段の活用とともに、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどの広報手段も積極的に活用し、広報啓発の充実を図ります。

② 本会の運営方針や事業内容などの理解を深め、わかりやすく、活動に参加したくなる広報活動づくりに取り組みます。

(7) 指定管理受託施設の運営

指定管理者である3施設（総合福祉会館・三潴総合福祉センター・田主丸老人福祉センター）については、福祉活動の拠点施設として円滑な運営に努めます。